

和歌山市みんなできとくむ

災害対策基本条例

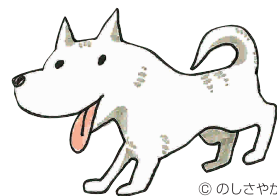
概要版



© のしざやか
イラスト提供：和歌山市観光協会

災害に強い!

「ひと」づくり、 「まち」づくり



© のしざやか

前 文

第1章 総則 p2

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 地域防災計画への反映

第2章 自助 p4

- 第5条 市民の自助
- 第6条 事業者の自助

第3章 共助 p6

第1節 市民の共助

- 第7条 市民の共助
- 第8条 自主防災組織
- 第9条 防災情報の共有等
- 第10条 災害時要援護者の援護

第2節 事業者の共助

- 第11条 事業者の共助
- 第12条 防災情報の共有等
- 第13条 事業者の特徴を活かした得意分野での貢献
- 第14条 帰宅困難者への支援

第4章 公助 p9

第1節 基本方針

- 第15条 基本方針
- 第16条 市の責務
- 第17条 議会の責務
- 第18条 市職員の責務

第2節 協働による災害対策の推進

- 第19条 自主防災組織への支援
- 第20条 ボランティア活動への支援
- 第21条 防災教育等の充実
- 第22条 情報の収集及び伝達
- 第23条 救急医療体制の整備
- 第24条 緊急復旧対策
- 第25条 復興計画の作成及び実施

第3節 災害に強いまちづくりの推進

- 第26条 緊急輸送体制の確保
- 第27条 防災に必要な物資の備蓄等
- 第28条 避難場所の開設等
- 第29条 公共施設の耐震化
- 第30条 災害時要援護者への支援
- 第31条 災害時応急体制等の確立
- 第32条 応急仮設住宅の建設
- 第33条 帰宅困難者への対策

自然災害から、市民の皆さんの生命や財産を守るためには、市民・地域・行政それぞれの役割を明らかにすることが大切です。そして、「自助」・「共助」・「公助」の精神のもと、防災意識を高め、防災訓練を重ね、災害に強いまちづくりを目指すことを目的に、「和歌山市みなでとりくむ災害対策基本条例」を制定しました。



第1章 総則

第1条 【目的】

市民 **事業者** **市** **議会** それぞれの、災害対策における責務や役割を明らかにし、

災害から 市民の皆さんを守る

ことが本条例の目的です。



第2条 【定義】

この条例での用語の意義を説明しています。

1 災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波などによって起こる被害をいいます。



2 防災

災害を防ぎ、災害が起きた場合、被害の拡大を防ぐことをいいます。



3 減災

災害が起きた場合、被害をできる限り少なくするための取り組みをいいます。



4 市民

和歌山市内にお住まい、または住む場所がある方をいいます。



5 事業者

和歌山市内で事業をする法人や団体、個人をいいます。



6 市民等

和歌山市民、市内に勤務、在学、市内を訪れた人をいいます。



© のしざやか

7 地域

町内会、自治会等の身近なコミュニティをいいます。



8 災害時要援護者

高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児、妊婦、旅行者など、災害が起こった場合、救助や援護が必要な方をいいます。



9 自主防災組織

住民が自らつくった防災の組織をいいます。



10 帰宅困難者

災害によって、帰宅が難しくなった方をいいます。

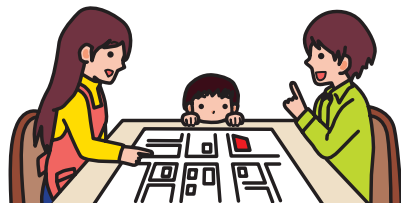


第3条 【基本理念】

市民 事業者 市 議会 が**自分の安全は自分で守る**ことを基本に、それぞれが連携し、被害を軽減するために、災害対策の充実や強化に努めることが重要です。

自助

市民 事業者
自分の安全は自分で守る



避難場所、避難経路、避難方法の確認



災害時の連絡方法や行動の確認



備蓄品の確認

共助

市民 事業者
お互いに助け合って守る



自主防災組織への参加



被害者の救助



帰宅困難者の支援

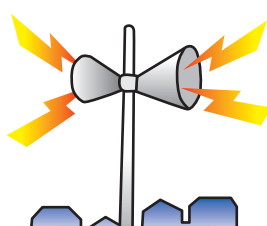
お互いが協力し、災害が起こったときの被害を最小限にするため、災害対策を強化しましょう。

公助

市 議会
市民や事業者を災害から守る



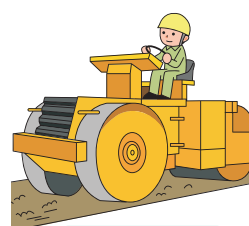
防災行政、防災教育の推進



情報提供



避難所の開設



復旧措置

第4条 【地域防災計画への反映】

和歌山市地域防災計画を変更する場合は、本条例の基本理念を尊重することとします。

■和歌山市地域防災計画…行政を中心に、災害対策や活動について取り決めたもの

第2章 自助

第5条 【市民の自助】

市民 の皆さんが、災害に備えて、日頃から心がけておくべき重要な11の項目を記しています。主な内容としては、



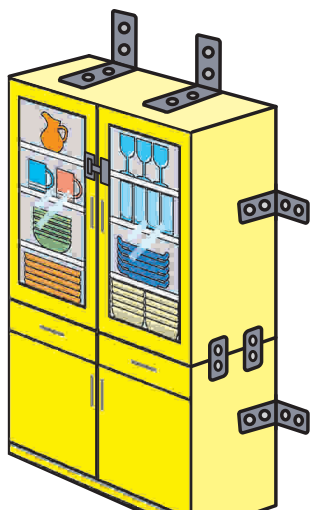
防災に関する情報入手



防災訓練・講習会に参加



建物の耐震化



家具の転倒や落下を防ぐ



必要な飲料水・食糧の備蓄

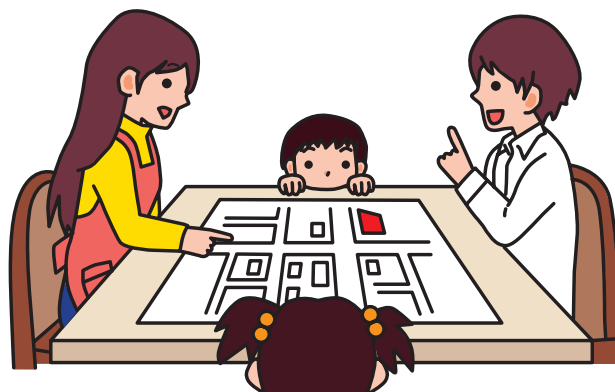


持ち出し品の確認



家族との連絡方法の確認

災害用伝言
ダイヤル
171



避難経路の確認

第6条 【事業者の自助】

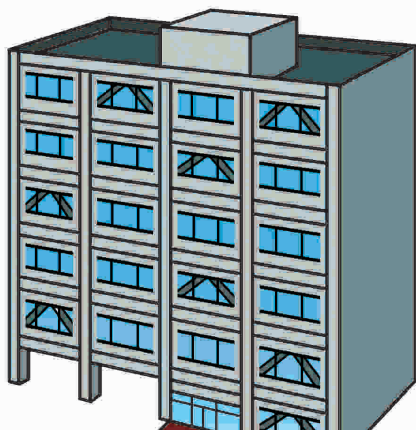
事業者 が、災害に備えて、日頃から心がけておくべき重要な12の項目を記しています。主な内容としては



従業員等の安全確保



地域の防災活動に参加し、協力する



所有、または使用する建物の耐震補強をする



災害に備えて、必要な資機材や物資の備蓄をする



避難場所、避難経路等を従業員等へ周知する



災害時、従業員等を速やかに避難させる

第3章 共助

第1節 市民の共助

第7条 【市民の共助】

市民 の皆さんは、災害に備えて防災訓練等に参加し、また災害が起こったときには、負傷者の救護や災害復旧への協力に努めましょう。



初期消火



負傷者の救護



第8条 【自主防災組織】

市民 の皆さんは、災害が起こった場合に備えて、近隣の住民の方と協力してボランティア組織を結成し、被害を最小限に抑えるよう努めましょう。



防災資機材の準備



初期消火訓練



避難訓練

第9条 【防災情報の共有等】

市民 **自主防災組織**

市やその他行政機関から提供される防災に関する情報を収集し、共有しましょう。



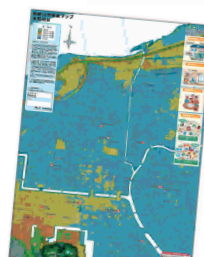
積極的な
情報収集

情報提供

市



和歌山市防災ホームページ



和歌山市
防災マップ



災害時要援護者の
ための防災マニュアル

第10条 【災害時要援護者の援護】

市民 **自主防災組織**

の皆さんは、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児、妊婦、旅行者など、災害時に援助が必要な方の手助けをしましょう。



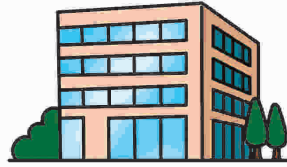
自治会 **自主防災組織**

は、日頃から、登録を申請している災害時要援護者の情報を把握しておくことが大切です。

第2節 事業者の共助

第11条 【事業者の共助】

事業者 は、市が実施する災害対策事業に協力し、防災・減災に努めましょう。



災害時の施設提供



防災訓練

第12条 【防災情報の共有等】

事業者

市やその他行政機関から提供される防災に関する情報を共有し、活用しましょう。

積極的な
情報収集

情報提供

市

和歌山市防災ホームページ

和歌山市
防災マップ

災害時要援護者の
ための防災マニュアル

第13条 【事業者の特徴を活かした得意分野での貢献】

事業者 は、災害が起こった場合、得意分野での貢献に努めましょう。
また、災害時、どのように貢献できるか市長に提案しましょう。



医師による医療行為



仮設住宅の建設

第14条 【帰宅困難者への支援】

事業者 は、帰宅困難者の速やかな避難、帰宅、留置きのための必要な支援に努めましょう。



円滑な避難・帰宅



留置き



飲料水の提供

第4章 公助

第1節 基本方針

第15条 【基本方針】

市 は、市民や事業者と協働により災害対策をし、災害に強いまちづくりを推進します。



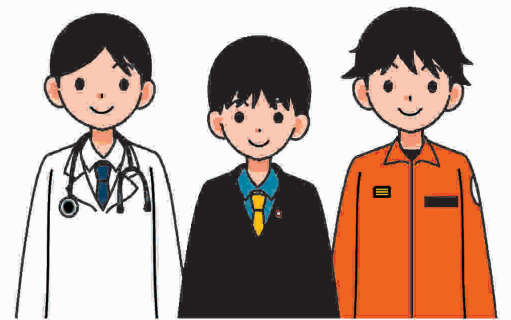
第16条 【市の責務】

市 が行うべき整備や対策について記載しています。



地域防災計画

災害対策体制の整備



他機関との連携協力

第17条 【議会の責務】

議会 は、市長やその他の執行機関と協力して防災・減災に努めます。

防災対策に関する調査、提言

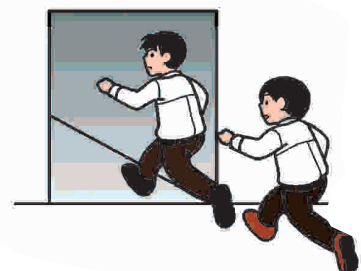
地域防災計画の
推進状況の監視や検証

災害復旧や復興の推進



第18条 【市職員の責務】

市職員 は、災害に備えて、防災訓練などを行い、より一層防災意識を高めます。



第2節 協働による災害対策の推進

第19条 【自主防災組織への支援】

市 は、自主防災組織の支援に努めます。

地域防災リーダー等の
人材育成



第20条 【ボランティア活動への支援】

市 は、災害が起こった場合、ボランティア活動がスムーズに行われるように、体制づくりをし、ボランティアコーディネーターの養成を行うよう努めます。

第21条 【防災教育等の充実】

市 は、市民の方に対し、防災に関する知識の普及や、防災意識を高めるよう努めます。



防災訓練



講習会



学校教育を通じた、
防災教育の充実

第22条 【情報の収集及び伝達】

災害が起こったとき、被害を最小限に抑えるためには、市民、事業者、市がそれぞれ情報を共有することが大切です。

市 情報を集めて、伝える方法を確保する

的確な避難勧告、指示、警戒区域の設定

被害状況や、復旧に関する情報の提供

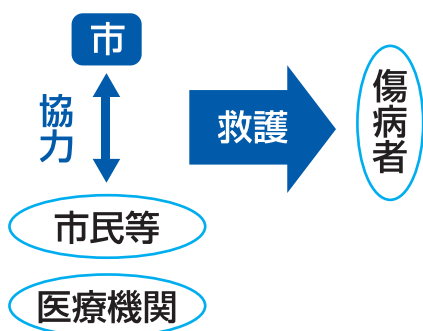
- ・ 防災行政無線
- ・ 防災情報電話案内サービス(自動再生)
TEL 0180-997-199



ハザードマップを
作成

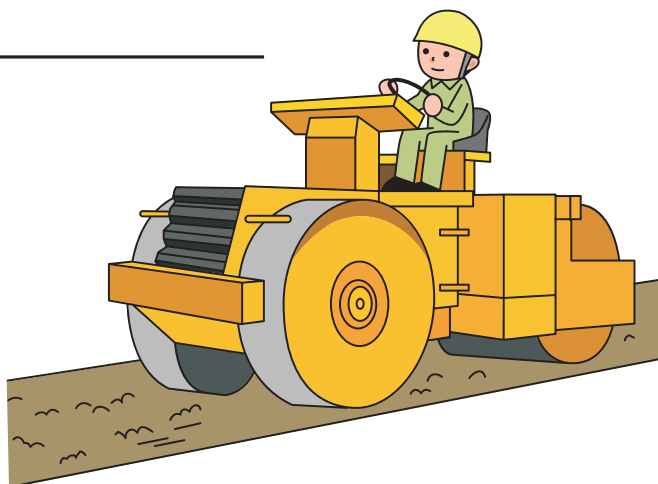
第23条 【救急医療体制の整備】

市は、災害に備えて救急医療体制を整備し、災害が起こったときは、市民のみなさんや医療機関と協力し、傷病者の救護に当たります。



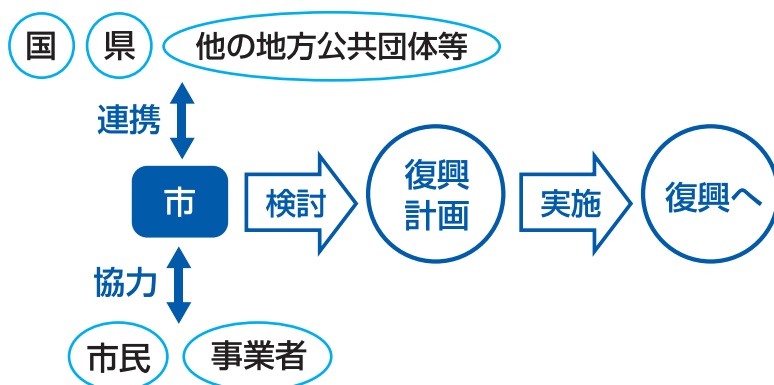
第24条 【緊急復旧対策】

市は、災害によって、電気、ガス、水道、交通など社会生活に支障をきたす状態になったとき、国や県、関係事業者に復旧を要請します。



第25条 【復興計画の作成及び実施】

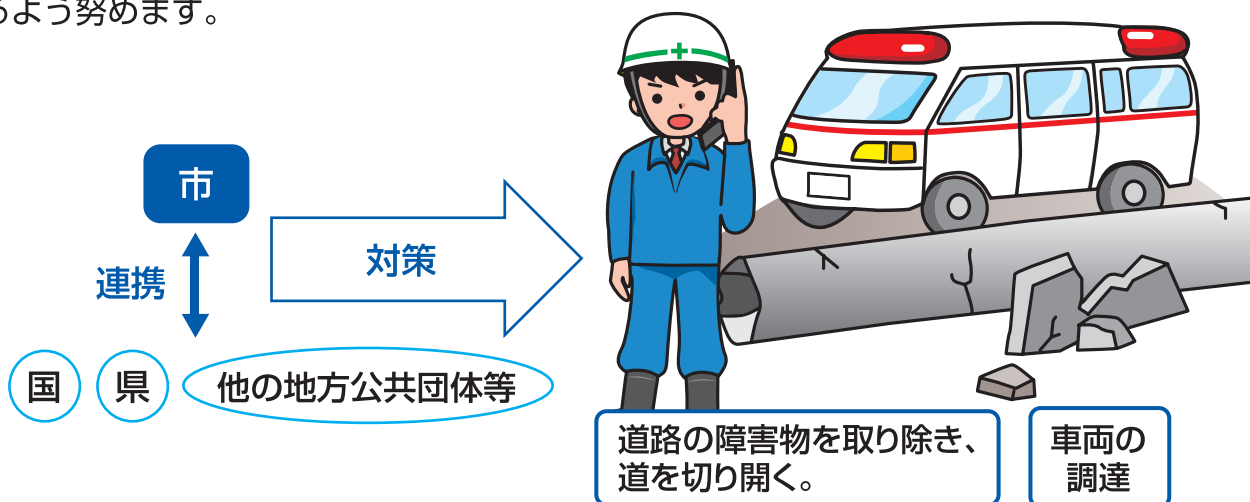
市は、災害が起こり、大きな被害を受けた場合、市民、事業者の方々と協力し復興計画を立て、国や県、他の地方公共団体等と連携し、速やかに元の生活を取り戻すよう努めます。



第3節 災害に強いまちづくりの推進

第26条 【緊急輸送体制の確保】

市 は災害が起こった場合、緊急車両や応援物資を運搬する車両がスムーズに活動できるよう努めます。



第27条 【防災に必要な物資の備蓄等】

市 は災害に備えて、食料や毛布など必要な物資の準備を日頃から行います。



第28条 【避難場所の開設等】

市 は災害に備えて、避難場所や避難路の確保に努めます。



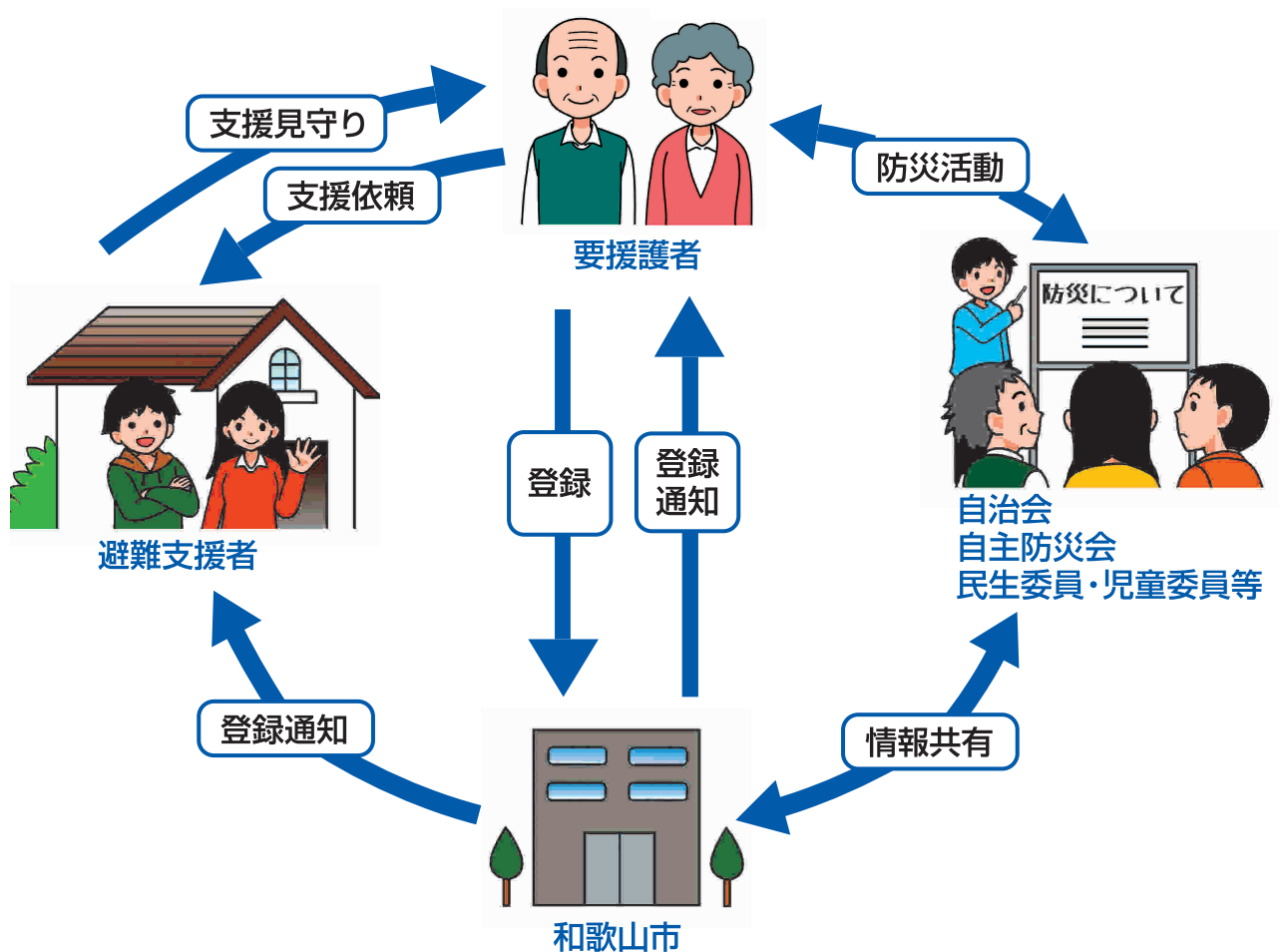
第29条 【公共施設の耐震化】

市は、市が管理する建物の地震による倒壊を防ぐために、耐震強化等の対策に努めます。



第30条 【災害時要援護者への支援】

市は、災害に備えて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊婦等を支援するための体制づくりに努めます。



第31条 【災害時応急体制等の確立】

市 は、災害に備えて、応急対策がスムーズに行われるように国や県、他の地方公共団体等と協定を結ぶことを推進し、また他機関から応援を依頼されたときは、すばやく対応するよう努めます。



消火



救出・救助



医療救護



食糧・飲料水・医薬品等の供給



復旧工事

第32条 【応急仮設住宅の建設】

市 は、大規模の災害によって多くの方が住む場所を失った場合、応急仮設住宅を建てるために必要な土地が不足しないように努めます。



第33条 【帰宅困難者への対策】

市 は、災害が起こって、交通機関が乱れ、自力で帰宅することが難しくなった人々へ、避難、帰宅できるよう対策に努めます。





© のしざやが

非常持ち出し品 チェックリスト [一例]

食料品

- 缶入り乾パン
- 飲料水
- レトルト食品
- 粉ミルク・ほ乳ビン (赤ちゃんがいる場合)



救急用品

- 毛抜き
- 消毒薬
- 脱脂綿
- ガーゼ(滅菌)
- ばんそうこう
- 包帯・三角巾
- マスク
- 常備薬・お薬手帳
- ヘルメット



日用品

- 懐中電灯
- 非常用ローソク
- マッチ・ライター
- 携帯ラジオ
- 万能ナイフ・缶切り
- 軍手・手袋
- レジャーシート
- 防寒用保温シート
- 簡易トイレ
- タオル
- 衣類・下着
- 歯ブラシ・歯みがき
- トイレトペーパー
- ウエットティッシュ
- ガムテープ
- 油性マジック
- 雨具
- ポリ袋
- 筆記用具
- 予備メガネ等
- 予備の電池
- 生理用品



貴重品

- 家や車の予備キー
- 携帯電話
- 健康保険証
- パスポート等
- 印鑑
- 証書類
- 運転免許証
- 預金通帳



高齢者用品

- 持病薬
- 看護用品・おむつ
- 入れ歯



緊急時の連絡先

情報の種類	連絡先	電話番号	個人の連絡先
市の対策状況・被害の通報	和歌山市 総合防災課	(073) 435-1199	
防災情報案内サービス	和歌山市防災情報電話(自動再生)	0180-997-199	
火事・救急	和歌山市消防局	火事・救急	119
		その他	(073) 422-0119
事故・事件	和歌山県警本部	緊急	110
		その他	(073) 423-0110
医療機関の案内	和歌山県救急医療情報センター	(073) 426-1199	
停電	関西電力株式会社	(073) 422-8111	
ガス漏れ等	大阪ガス株式会社	0120-3-19424	
	(社)和歌山県エルピーガス協会	(073) 475-4740	
電話の故障	西日本電信電話株式会社	113	

平成24年4月、市議会全員協議会で議員提案政策条例の学習会を開いたことを契機に、同年6月定例会市議会において11名の議員で政策条例策定協議会をつくりました。策定協議会では、グループに分かれ詳細な協議を重ねるとともに、全議員が意見を出し合いました。また、素案を公表

して市民のみなさんからも意見をいただきました。こうした取り組みを経て、平成25年1月の全員協議会でこの条例案をつくり、2月定例会市議会で議決いたしました。この条例は2年に一度見直します。今後ともみなさんのご意見をお寄せいただき、よりよい条例にしたいと考えています。

和歌山市議会
政策条例策定協議会

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL (073) 435-1120
FAX (073) 424-9276 E-mail:gikaigiji@city.wakayama.lg.jp
<http://www.city.wakayama.jp/gikai/>